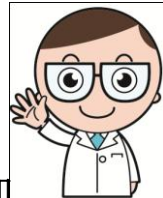


# 医業トピックスQA

平成 25 年  
12 月 20 日  
第 28 号



## 今月の院長先生からの質問



**Q** 医療法人の理事の任期が設立時になっており、途中で追加就任や入れ替えがあった理事と統一されていません。これを決算承認時期に統一することができますか？

**A** まず、理事の任期は、医療法人の設立時に定款の附則へ「設立時理事の最初の任期を事業年度終了後の 2 か月」で統一させる文言を入れれば可能となります。

また、現職理事が辞任され、その後新たに就任された理事の任期は、退任理事の任期を引き継ぐことになるので、全員の任期がずれることはありません。期中で理事に追加があった場合は、決算承認時の理事の改選で一度辞任していただき、再度就任していただくという方法で任期の統一は可能となります。



## 今月の時事ニュース

### 「リセット再入院の規制、原案どおり拡大」

～中医協 DPC 評価分科会～

12 月 13 日の中医協総会では、診療報酬の高い入院期間で繰り返し算定する「リセット再入院」を規制するルールを現行の「3 日以内」から「7 日以内」に広げる方針が決まった。

再入院ルールは現在、「上 6 桁」（同一病名）の一致をもって「一連」と判断しているが、原案ではさらに拡大し、「上 2 桁」（同一診療科の疾患）が共通していれば一連とみなす。

厚労省によると、6 桁から 2 桁に拡大することによって「再入院」とされるケースで最も多いのは「早産、切迫早産」（前回入院）と「胎児及び胎児附属物の異常」（今回入院）の組み合わせという。